

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年1月30日
【四半期会計期間】	第150期第3四半期 (自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)
【会社名】	株式会社関西アーバン銀行
【英訳名】	Kansai Urban Banking Corporation
【代表者の役職氏名】	頭取 北 幸 二
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号
【電話番号】	大阪(06)6281-7000 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 里 西 薫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号 株式会社関西アーバン銀行 東京事務所
【電話番号】	東京(03)5203-2001
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 東京事務所長 今 井 善 照
【縦覧に供する場所】	株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部 (滋賀県大津市中央4丁目5番12号) 株式会社関西アーバン銀行京都支店 (京都市下京区烏丸通松原下る五条烏丸町406番地) 株式会社関西アーバン銀行神戸支店 (神戸市中央区御幸通7丁目1番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成23年度 第3四半期連結 累計期間	平成24年度 第3四半期連結 累計期間	平成23年度
		(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 12月31日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成24年 12月31日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)
経常収益	百万円	80,087	78,723	107,720
経常利益	百万円	9,702	12,146	10,500
四半期純利益	百万円	6,133	7,867	—
当期純利益	百万円	—	—	6,272
四半期包括利益	百万円	5,136	12,148	—
包括利益	百万円	—	—	9,267
純資産額	百万円	144,331	142,881	147,732
総資産額	百万円	4,182,581	4,235,530	4,280,896
1株当たり四半期純利益金額	円	8.34	10.70	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	6.41
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	6.37	8.17	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	6.41
自己資本比率	%	2.75	2.98	2.77
自己資本比率（国内基準）	%	9.70	9.43	9.46

		平成23年度 第3四半期連結 会計期間	平成24年度 第3四半期連結 会計期間
		(自 平成23年 10月1日 至 平成23年 12月31日)	(自 平成24年 10月1日 至 平成24年 12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	円	3.50	6.10

(注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。

2 第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 自己資本比率は、（（四半期）期末純資産の部合計－（四半期）期末新株予約権－（四半期）期末少数株主持分）を（四半期）期末資産の部の合計で除して算出しております。

4 自己資本比率（国内基準）は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、びわ銀総合管理株式会社は平成24年12月14日に、KUBC Preferred Capital Cayman Limitedは平成24年12月21日に、それぞれ清算終了しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(イ)経済金融環境

当第3四半期連結累計期間のわが国経済は、当初は復興需要や政策効果もあり、回復の動きがみられましたが、海外経済の減速や国内消費の伸び悩みを受け、弱い動きとなりました。今後につきましても、当面は弱い動きで推移するものとみられますが、輸出環境の改善や新たな経済対策の効果等を背景に、緩やかな回復経路に復していくものと期待されます。

(ロ)営業の成果

当第3四半期連結累計期間における業績は、以下のとおりとなりました。

業容面では、預金は当第3四半期連結累計期間中989億円増加し、当第3四半期連結会計期間末残高は3兆7,803億円となりました。譲渡性預金は当第3四半期連結累計期間中1,727億円減少し、当第3四半期連結会計期間末残高は912億円となりました。

一方、貸出金は当第3四半期連結累計期間中401億円増加し、当第3四半期連結会計期間末残高は3兆5,423億円となりました。また、有価証券は当第3四半期連結累計期間中1,057億円減少し、当第3四半期連結会計期間末残高は3,918億円となりました。

総資産は当第3四半期連結累計期間中453億円減少し、当第3四半期連結会計期間末残高は4兆2,355億円となりました。

損益につきましては、当第3四半期連結累計期間も引き続き、資金の効率的な調達と運用、経営の合理化・効率化を図り、収益の強化に努めてまいりました。

経常収益は、貸出金利息減少に伴う資金運用収益の減少等により前第3四半期連結累計期間比13億6千3百万円減少し、787億2千3百万円となりました。

一方、経常費用は、営業経費や与信関係費用の減少により、前第3四半期連結累計期間比38億8百万円減少し、665億7千6百万円となりました。

これらの結果、経常利益は、前第3四半期連結累計期間比24億4千4百万円増加し、121億4千6百万円となり、四半期純利益は前第3四半期連結累計期間比17億3千4百万円増加し、78億6千7百万円となりました。

純資産額につきましては、当第3四半期連結累計期間中48億円減少し、1,428億円となりました。そのうち株主資本は、当第3四半期連結累計期間中41億円増加し、1,244億円となりました。

セグメント別では、銀行業の業務粗利益は前第3四半期連結累計期間比11億7千6百万円減少の561億3千1百万円、セグメント利益は前第3四半期連結累計期間比31億7千1百万円増加の140億7千3百万円となりました。リース業の業務粗利益は前第3四半期連結累計期間比3億3千5百万円増加の13億7千3百万円、セグメント利益は前第3四半期連結累計期間比2億9千万円増加の5億2千万円となりました。その他事業の業務粗利益は前第3四半期連結累計期間比1億4千2百万円減少の19億1千5百万円、セグメント利益は前第3四半期連結累計期間比1億6千万円減少の9億3千7百万円となりました。

従業員の状況につきましては、銀行業は当第3四半期連結累計期間中22人減少し、2,541人となりました。リース業は当第3四半期連結累計期間中3人増加し、40人となりました。その他事業は当第3四半期連結累計期間中5人減少し、72人となりました。ただし、従業員数には、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

また銀行業である当行では、お客さまの利便性の向上と業務の一層の効率化を図るため、梅田支店の移転並びに梅田アーバンコンサルティングプラザの統合を行いました。

連結自己資本比率（国内基準）につきましては、9.43%となりました。

セグメント別収支

当第3四半期連結累計期間の資金運用収支は前第3四半期連結累計期間比25億7千9百万円の減益となる505億2千6百万円、役務取引等収支は前第3四半期連結累計期間比4億1千2百万円の増益となる59億2千4百万円、その他業務収支は前第3四半期連結累計期間比11億5千万円の増益となる27億2千2百万円であり、収支合計は前第3四半期連結累計期間比10億1千5百万円の減益となる591億7千3百万円となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は前第3四半期連結累計期間比26億5千5百万円の減益となる486億3千7百万円、役務取引等収支は前第3四半期連結累計期間比4億2百万円の増益となる50億3千3百万円、その他業務収支は前第3四半期連結累計期間比10億7千7百万円の増益となる24億6千万円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は前第3四半期連結累計期間比2億7千万円の増益となる10億5千9百万円、その他業務収支は前第3四半期連結累計期間比6千5百万円の増益となる3億1千3百万円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は前第3四半期連結累計期間比1億9千6百万円の減益となる8億8千8百万円、役務取引等収支は前第3四半期連結累計期間比1千8百万円の増益となる9億3千5百万円、その他業務収支は前第3四半期連結累計期間比3千4百万円の増益となる9千2百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結累計期間	51,293	789	1,084	△61	53,105
	当第3四半期連結累計期間	48,637	1,059	888	△58	50,526
うち資金運用収益	前第3四半期連結累計期間	61,492	1,498	1,120	△1,350	62,760
	当第3四半期連結累計期間	58,382	1,360	922	△1,196	59,469
うち資金調達費用	前第3四半期連結累計期間	10,199	708	36	△1,289	9,655
	当第3四半期連結累計期間	9,745	300	34	△1,137	8,943
役務取引等収支	前第3四半期連結累計期間	4,631	—	916	△35	5,512
	当第3四半期連結累計期間	5,033	—	935	△43	5,924
うち役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	9,523	—	916	△416	10,022
	当第3四半期連結累計期間	9,850	—	935	△451	10,334
うち役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	4,891	—	—	△380	4,510
	当第3四半期連結累計期間	4,817	—	—	△407	4,409
その他業務収支	前第3四半期連結累計期間	1,383	248	57	△117	1,571
	当第3四半期連結累計期間	2,460	313	92	△144	2,722
うちその他業務収益	前第3四半期連結累計期間	3,471	3,582	57	△141	6,969
	当第3四半期連結累計期間	4,148	4,668	92	△171	8,737
うちその他業務費用	前第3四半期連結累計期間	2,087	3,333	—	△23	5,397
	当第3四半期連結累計期間	1,688	4,354	—	△27	6,015

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

セグメント別役務取引の状況

当第3四半期連結累計期間の役務取引等収益は前第3四半期連結累計期間比3億1千1百万円増加して103億3千4百万円、役務取引等費用は前第3四半期連結累計期間比1億1百万円減少して44億9百万円となったことから、役務取引等収支は前第3四半期連結累計期間比4億1千2百万円の増益となる59億2千4百万円となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの役務取引等収益は前第3四半期連結累計期間比3億2千7百万円増加し98億5千万円、役務取引等費用は前第3四半期連結累計期間比7千4百万円減少し48億1千7百万円となったことから、役務取引等収支は前第3四半期連結累計期間比4億2百万円の増益となる50億3千3百万円となりました。

その他事業セグメントの役務取引等収益は前第3四半期連結累計期間比1千8百万円増加し9億3千5百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	9,523	—	916	△416	10,022
	当第3四半期連結累計期間	9,850	—	935	△451	10,334
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結累計期間	1,573	—	—	△21	1,551
	当第3四半期連結累計期間	1,796	—	—	△26	1,769
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	1,458	—	—	△5	1,453
	当第3四半期連結累計期間	1,436	—	—	△12	1,424
うち証券関連業務	前第3四半期連結累計期間	15	—	—	—	15
	当第3四半期連結累計期間	26	—	—	—	26
うち代理業務	前第3四半期連結累計期間	2,387	—	—	△1	2,386
	当第3四半期連結累計期間	1,965	—	—	△1	1,964
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期連結累計期間	95	—	—	—	95
	当第3四半期連結累計期間	90	—	—	—	90
うち保証業務	前第3四半期連結累計期間	964	—	—	△0	964
	当第3四半期連結累計期間	964	—	—	△0	964
うちクレジットカード業務	前第3四半期連結累計期間	—	—	521	—	521
	当第3四半期連結累計期間	—	—	518	—	518
うち投資信託業務	前第3四半期連結累計期間	2,677	—	—	—	2,677
	当第3四半期連結累計期間	3,180	—	—	—	3,180
役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	4,891	—	—	△380	4,510
	当第3四半期連結累計期間	4,817	—	—	△407	4,409
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	333	—	—	—	333
	当第3四半期連結累計期間	321	—	—	—	321

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

セグメント別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期連結会計期間	3,722,652	—	—	△1,602	3,721,049
	当第3四半期連結会計期間	3,782,741	—	—	△2,385	3,780,355
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	979,760	—	—	△1,394	978,365
	当第3四半期連結会計期間	1,058,661	—	—	△2,154	1,056,507
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	2,728,556	—	—	△184	2,728,371
	当第3四半期連結会計期間	2,704,009	—	—	△222	2,703,787
うちその他	前第3四半期連結会計期間	14,335	—	—	△23	14,312
	当第3四半期連結会計期間	20,070	—	—	△9	20,061
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	128,050	—	—	—	128,050
	当第3四半期連結会計期間	91,290	—	—	—	91,290
総合計	前第3四半期連結会計期間	3,850,702	—	—	△1,602	3,849,099
	当第3四半期連結会計期間	3,874,031	—	—	△2,385	3,871,645

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
2 各事業の主な内容
(1) 銀行業……………銀行業
(2) リース業……………リース業
(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業
3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。
4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
5 定期性預金＝定期預金

セグメント別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残構成比)

業種別	前第3四半期連結会計期間					
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	相殺 消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融 取引勘定分)	3,452,996	—	—	△8,401	3,444,595	100.00
政府及び 政府関係機関	—	—	—	—	—	—
農業・林業・ 漁業及び鉱業	3,121	—	—	—	3,121	0.09
製造業	123,481	—	—	—	123,481	3.58
建設業	88,392	—	—	—	88,392	2.57
運輸・情報 通信及び公益事業	100,110	—	—	—	100,110	2.91
卸売・小売業	138,875	—	—	—	138,875	4.03
金融・保険業	47,839	—	—	△2,004	45,835	1.33
不動産業・ 物品賃貸業	795,916	—	—	△6,317	789,599	22.92
各種 サービス業	306,131	—	—	△79	306,052	8.88
地方公共団体	29,517	—	—	—	29,517	0.86
個人	1,819,609	—	—	—	1,819,609	52.83
その他	—	—	—	—	—	—
海外及び 特別国際金融取引勘 定分	—	—	28,100	△28,100	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	28,100	△28,100	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	3,452,996	—	28,100	△36,501	3,444,595	—

業種別	当第3四半期連結会計期間					
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	相殺 消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融 取引勘定分)	3,549,246	—	—	△9,741	3,539,505	100.00
政府及び 政府関係機関	—	—	—	—	—	—
農業・林業・ 漁業及び鉱業	2,317	—	—	—	2,317	0.07
製造業	126,406	—	—	—	126,406	3.57
建設業	81,177	—	—	—	81,177	2.29
運輸・情報 通信及び公益事業	120,895	—	—	—	120,895	3.42
卸売・小売業	143,174	—	—	—	143,174	4.05
金融・保険業	36,214	—	—	△2,120	34,093	0.96
不動産業・ 物品賃貸業	730,812	—	—	△7,620	723,191	20.43
各種 サービス業	329,606	—	—	—	329,606	9.31
地方公共団体	28,774	—	—	—	28,774	0.81
個人	1,949,866	—	—	—	1,949,866	55.09
その他	—	—	—	—	—	—
海外及び 特別国際金融取引勘 定分	—	—	15,200	△15,200	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	15,200	△15,200	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	3,549,246	—	15,200	△24,941	3,539,505	—

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
2 各事業の主な内容
(1) 銀行業……………銀行業
(2) リース業……………リース業
(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業
3 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社であります。
4 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社であります。
5 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。
6 平成22年3月1日の合併により発生した貸出金に係る時価変動額は控除しております。

国内・海外別収支

当第3四半期連結累計期間の資金運用収支は前第3四半期連結累計期間比25億7千9百万円の減益となる505億2千6百万円、役務取引等収支は前第3四半期連結累計期間比4億1千2百万円の増益となる59億2千4百万円、その他業務収支は前第3四半期連結累計期間比11億5千万円の増益となる27億2千2百万円であり、収支合計は前第3四半期連結累計期間比10億1千5百万円の減益となる591億7千3百万円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前第3四半期連結累計期間比23億6千8百万円の減益となる496億1千7百万円、役務取引等収支は前第3四半期連結累計期間比4億1千9百万円の増益となる59億3千1百万円、その他業務収支は前第3四半期連結累計期間比11億5千万円の増益となる27億2千2百万円となりました。

海外の資金運用収支は前第3四半期連結累計期間比1億9千8百万円の減益となる9億2千1百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結累計期間	51,985	1,120	—	53,105
	当第3四半期連結累計期間	49,617	921	△12	50,526
うち資金運用収益	前第3四半期連結累計期間	62,760	1,120	△1,120	62,760
	当第3四半期連結累計期間	59,482	921	△934	59,469
うち資金調達費用	前第3四半期連結累計期間	10,775	—	△1,120	9,655
	当第3四半期連結累計期間	9,865	—	△921	8,943
役務取引等収支	前第3四半期連結累計期間	5,512	—	△0	5,512
	当第3四半期連結累計期間	5,931	—	△6	5,924
うち役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	10,023	—	△0	10,022
	当第3四半期連結累計期間	10,341	—	△6	10,334
うち役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	4,510	—	—	4,510
	当第3四半期連結累計期間	4,409	—	—	4,409
その他業務収支	前第3四半期連結累計期間	1,571	—	—	1,571
	当第3四半期連結累計期間	2,722	—	—	2,722
うちその他業務収益	前第3四半期連結累計期間	6,969	—	—	6,969
	当第3四半期連結累計期間	8,737	—	—	8,737
うちその他業務費用	前第3四半期連結累計期間	5,397	—	—	5,397
	当第3四半期連結累計期間	6,015	—	—	6,015

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下、「国内連結子会社」という。)であります。

2 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下、「海外連結子会社」という。)であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

国内・海外別役務取引の状況

当第3四半期連結累計期間の役務取引等収益は前第3四半期連結累計期間比3億1千1百万円増加して103億3千4百万円、役務取引等費用は前第3四半期連結累計期間比1億1百万円減少して44億9百万円となったことから、役務取引等収支は前第3四半期連結累計期間比4億1千2百万円の増益となる59億2千4百万円となりました。

なお、いずれも国内での損益であります。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	10,023	—	△0	10,022
	当第3四半期連結累計期間	10,341	—	△6	10,334
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結累計期間	1,551	—	—	1,551
	当第3四半期連結累計期間	1,769	—	—	1,769
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	1,453	—	△0	1,453
	当第3四半期連結累計期間	1,430	—	△6	1,424
うち証券関連業務	前第3四半期連結累計期間	15	—	—	15
	当第3四半期連結累計期間	26	—	—	26
うち代理業務	前第3四半期連結累計期間	2,386	—	—	2,386
	当第3四半期連結累計期間	1,964	—	—	1,964
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期連結累計期間	95	—	—	95
	当第3四半期連結累計期間	90	—	—	90
うち保証業務	前第3四半期連結累計期間	964	—	—	964
	当第3四半期連結累計期間	964	—	—	964
うちクレジットカード業務	前第3四半期連結累計期間	521	—	—	521
	当第3四半期連結累計期間	518	—	—	518
うち投資信託業務	前第3四半期連結累計期間	2,677	—	—	2,677
	当第3四半期連結累計期間	3,180	—	—	3,180
役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	4,510	—	—	4,510
	当第3四半期連結累計期間	4,409	—	—	4,409
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	333	—	—	333
	当第3四半期連結累計期間	321	—	—	321

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期連結会計期間	3,721,072	—	△23	3,721,049
	当第3四半期連結会計期間	3,780,365	—	△9	3,780,355
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	978,365	—	—	978,365
	当第3四半期連結会計期間	1,056,507	—	—	1,056,507
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	2,728,371	—	—	2,728,371
	当第3四半期連結会計期間	2,703,787	—	—	2,703,787
うちその他	前第3四半期連結会計期間	14,335	—	△23	14,312
	当第3四半期連結会計期間	20,070	—	△9	20,061
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	128,050	—	—	128,050
	当第3四半期連結会計期間	91,290	—	—	91,290
総合計	前第3四半期連結会計期間	3,849,122	—	△23	3,849,099
	当第3四半期連結会計期間	3,871,655	—	△9	3,871,645

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
2 「海外」とは、海外連結子会社であります。
3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。
4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
5 定期性預金＝定期預金

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残構成比)

「セグメント別貸出金残高の状況 業種別貸出状況(末残構成比)」に記載しているため、当欄での記載を省略しております。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当行は、平成22年3月の合併を機に、当初の3年間で当行が将来的に関西のマザーバンクと評価いただける「存在感」の高い銀行となるための助走期間と位置づけ、平成22年度をスタートとする中期経営計画に取り組んでおります。

本中期経営計画では、外部環境悪化にも耐えうる抵抗力の強い企業基盤を確立するために、以下の3点を基本テーマとし、「関西をもっと元気に！」を行内共通の行動・思考の基本原則として、地域経済の発展に一段と貢献する広域地銀への成長を期してまいります。

○収益基盤の再構築

地域密着のリテール営業推進により、安定した収益基盤・顧客基盤を確立します。

○強靱な企業体力の構築

リスク管理の高度化と低コスト構造の実現により、強靱な企業体力を構築します。

○地域への貢献度向上

環境保全活動とお客さま満足度の高い職員の育成により、企業市民としての貢献度を高めます。

また、上記の基本テーマを実現するために、以下の戦略に取り組んでまいります。

① 営業戦略：高品質のリテールモデル推進

三井住友銀行グループとしての質の高い金融ノウハウ、広域地銀としての情報・取引先ネットワークを最大限活用し、地域に根ざす広域地銀を実現することにより、安定リテールによる収益基盤を確立してまいります。

② 企業体力強化戦略：安定・強靱な運営体制の確立

リスク管理やコンプライアンス態勢等の経営管理態勢の強化を図ってまいります。あわせて、経営体力の更なる強化を図っていく観点から、一段と効率的な業務運営体制を追求してまいります。健全、高効率、高生産性の企業基盤を確立し、お客さまから一段と高い信頼を得る銀行を目指してまいります。

③ 貢献度向上戦略：社会的責任の発揮

環境保全と企業活動の共生や環境問題への関心を喚起するための情報発信等の環境行動を充実させてまいります。また、お客さま満足度の高い人材育成に取り組んでまいります。地域金融機関として、そして、そこで働く銀行員として、社会的責任を更に発揮してまいります。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

(5) 主要な設備

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,400,000,000
第一回甲種優先株式	35,000,000
第二回甲種優先株式	35,000,000
計	1,470,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年1月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	737,918,913	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式であり ます。 単元株式数は、1,000株であり ます。
第一回甲種優先株式	27,500,000	同左	—	(注) 1
第二回甲種優先株式	23,125,000	同左	—	(注) 2
計	788,543,913	同左	———	———

(注) 1 第一回甲種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

1. 第一回甲種優先配当金

(1) 第一回甲種優先配当金の額

当会社は、定款第37条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第一回甲種優先株式を有する株主(以下、「第一回甲種優先株主」という。)または第一回甲種優先株式の登録株式質権者(以下、「第一回甲種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1株当たり800円(ただし、第一回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)に、下記(2)に定める配当年率(以下、「第一回甲種配当年率」という。)を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下、「第一回甲種優先配当金」という。)を配当する。ただし、当該事業年度において下記2.に定める第一回甲種優先中間配当金の配当を行ったときは、当該第一回甲種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一回甲種配当年率

平成22年4月1日以降、次の年率修正日(下記に定義される)の前日までの各事業年度に係る第一回甲種配当年率

第一回甲種配当年率＝6ヵ月円LIBOR＋3.50%

「年率修正日」は、毎年4月1日とする。当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

「6ヵ月円LIBOR」とは、各年率修正日およびその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、英国銀行協会(BBA)によって公表されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レートの平均値を指すものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度において第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第一回甲種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対しては、第一回甲種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 第一回甲種優先中間配当金

当会社は、定款第37条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一回甲種優先株式1株につき第一回甲種優先配当金の2分の1を上限とする金銭(以下、「第一回甲種優先中間配当金」という。)を配当する。

3. 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一回甲種優先株式1株につき800円(ただし、第一回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を支払う。

第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

4. 議決権

第一回甲種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

第一回甲種優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当会社に対して、下記(2)に定める財産を対価として自己の有する第一回甲種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、第一回甲種優先株主がかかる取得の請求をした第一回甲種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を当該第一回甲種優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得を請求することができる期間

第一回甲種優先株式発行の日から平成41年9月30日まで(以下、「取得請求期間」という。)とする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当会社は、第一回甲種優先株式の取得と引換えに、第一回甲種優先株主が取得の請求をした第一回甲種優先株式数に800円(ただし、第一回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を乗じた額を下記(3)ないし(5)に定める計算式により計算される取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一回甲種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、当会社と株式会社びわこ銀行(以下、「びわこ銀行」という。)との合併に係る効力発生日の前日において有効なびわこ銀行第一回甲種優先株式の転換価額である139.3円を0.75で除した価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)である185.7円とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間において、毎年10月1日(以下、それぞれ「取得価額修正日」という。)における時価(下記に定義される)に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降、翌取得価額修正日の前日(または取得請求期間の終了日)までの間、当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価がびわこ銀行第一回甲種優先株式の当初転換価額である199円を0.75で除した価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)である265.3円(以下、「修正基準取得価額」という。)の70%の額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下、「下限取得価額」という。)を下回るときは、修正後取得価額は下限取得価額とする。また、当該時価が修正基準取得価額の100%の額(以下、「上限取得価額」という。)を上回るときは、修正後取得価額は上限取得価額とする。ただし、取得価額が取得価額修正日までに、下記(5)の規定により調整された場合には、上限取得価額および下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 取得価額の調整

- A. 当社は、第一回甲種優先株式発行後、下記B.に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「取得価額調整式」という。)をもって取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- B. 取得価額調整式により第一回甲種優先株式の取得価額の調整を行う場合およびその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (イ) 下記D.(ロ)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む)(ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本B.において同じ)その他の証券(以下、あわせて「取得請求権付株式等」という。))、または当社の普通株式の交付と引き換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下、あわせて「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く)

調整後の取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、また、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ロ) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (ハ) 下記D.(ロ)に定める時価を下回る価額(下記D.(ホ)に定義する意味を有する。以下、本(ハ)において同じ)をもって取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む)

調整後の取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下、「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全てが価額決定日に確定した取得価額で取得されまたは行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (ニ) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額(下記D.(ホ)に定義する意味を有する)をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- C. 取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限りは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にそのつど算入する。

- D. (イ) 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (ロ) 取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (ハ) 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また基準日がない場合は、調整後の取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

(ニ)取得価額調整式で使用する1株あたり払込金額とは、(i)上記B.(イ)の場合には当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(ii)上記B.(ロ)の場合には0円、(iii)上記B.(ハ)および(ニ)の場合には価額(下記(ホ)に定義する意味を有する)とする。

(ホ)上記B.(ハ)および(ニ)ならびに上記(ニ)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

E. 当社は、上記B.の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する取得価額の調整を行うものとする。

(イ)株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、または合併のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ロ)その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

(ハ)取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 取得請求受付場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(7) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(6)に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに発生する。

6. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第一回甲種優先株式について株式の併合、分割または無償割当ては行わない。

当社は、第一回甲種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

7. 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

8. 単元株式数

1,000株

9. 議決権を有しないこととしている理由

第一回甲種優先株式は適切な資本政策を実行することを目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためである。

(注) 2 第二回甲種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

1. 第二回甲種優先配当金

(1) 第二回甲種優先配当金の額

当社は、定款第37条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第二回甲種優先株式を有する株主(以下、「第二回甲種優先株主」という。)または第二回甲種優先株式の登録株式質権者(以下、「第二回甲種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1株当たり800円(ただし、第二回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)に、下記(2)に定める配当率(以下、「第二回甲種配当率」という。)を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下、「第二回甲種優先配当金」という。)を配当する。ただし、当該事業年度において下記2.に定める第二回甲種優先中間配当金の配当を行ったときは、当該第二回甲種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第二回甲種配当率

平成22年4月1日以降、次の年率修正日(下記に定義される)の前日までの各事業年度に係る第二回甲種配当率

第二回甲種配当率 = 6ヵ月円LIBOR + 3.50%

「年率修正日」は、毎年4月1日とする。当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

「6ヵ月円LIBOR」とは、各年率修正日およびその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、英国銀行協会(BBA)によって公表されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(平均値)を指すものとする。

- (3) 非累積条項
ある事業年度において第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第二回甲種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 非参加条項
第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対しては、第二回甲種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
2. 第二回甲種優先中間配当金
当会社は、定款第37条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二回甲種優先株式1株につき第二回甲種優先配当金の2分の1を上限とする金銭(以下、「第二回甲種優先中間配当金」という。)を配当する。
3. 残余財産の分配
当会社の残余財産を分配するときは、第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二回甲種優先株式1株につき800円(ただし、第二回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を支払う。
第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
4. 議決権
第二回甲種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。
5. 普通株式を対価とする取得請求権
第二回甲種優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当会社に対して、下記(2)に定める財産を対価として自己の有する第二回甲種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、第二回甲種優先株主がかかる取得の請求をした第二回甲種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を当該第二回甲種優先株主に対して交付するものとする。
- (1) 取得を請求することができる期間
第二回甲種優先株式発行の日から平成42年3月31日まで(以下、「取得請求期間」という。)とする。
- (2) 取得と引換えに交付すべき財産
当会社は、第二回甲種優先株式の取得と引換えに、第二回甲種優先株主が取得の請求をした第二回甲種優先株式数に800円(ただし、第二回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を乗じた額を下記(3)ないし(5)に定める計算式により計算される取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第二回甲種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。
- (3) 当初取得価額
当初取得価額は、当会社と株式会社びわこ銀行(以下、「びわこ銀行」という。)との合併に係る効力発生日の前日において有効なびわこ銀行第二回甲種優先株式の転換価額である127.4円を0.75で除した価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)である169.9円とする。
- (4) 取得価額の修正
取得価額は、取得請求期間において、毎年4月1日(以下、それぞれ「取得価額修正日」という。)における時価(下記に定義される)に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降、翌取得価額修正日の前日(または取得請求期間の終了日)までの間、当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価がびわこ銀行第二回甲種優先株式の当初転換価額である182円を0.75で除した価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)である242.7円(以下、「修正基準取得価額」という。)の70%の額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下、「下限取得価額」という。)を下回るときは、修正後取得価額は下限取得価額とする。また、当該時価が修正基準取得価額の100%の額(以下、「上限取得価額」という。)を上回るときは、修正後取得価額は上限取得価額とする。ただし、取得価額が取得価額修正日までに、下記(5)の規定により調整された場合には、上限取得価額および下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 取得価額の調整

- A. 当社は、第二回甲種優先株式発行後、下記B. に掲げる各事由により、当会社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「取得価額調整式」という。)をもって取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- B. 取得価額調整式により第二回甲種優先株式の取得価額の調整を行う場合およびその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 下記D.(ロ)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む)(ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本B.において同じ)その他の証券(以下、あわせて「取得請求権付株式等」という。))、または当会社の普通株式の交付と引き換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下、あわせて「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く)

調整後の取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、また、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 下記D.(ロ)に定める時価を下回る価額(下記D.(ホ)に定義する意味を有する。以下、本(ハ)において同じ)をもって取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む)

調整後の取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下、「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全てが価額決定日に確定した取得価額で取得されまたは行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額(下記D.

(ホ)に定義する意味を有する)をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- C. 取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限りは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にそのつど算入する。

- D. (イ) 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ハ) 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また基準日がない場合は、調整後の取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(ニ)取得価額調整式で使用する1株あたり払込金額とは、(i)上記B.(イ)の場合には当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(ii)上記B.(ロ)の場合には0円、(iii)上記B.(ハ)および(ニ)の場合には価額(下記(ホ)に定義する意味を有する)とする。

(ホ)上記B.(ハ)および(ニ)ならびに上記(ニ)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

E. 当会社は、上記B.の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する取得価額の調整を行うものとする。

(イ)株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、または合併のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ロ)その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

(ハ)取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 取得請求受付場所

大阪府中央区北浜四丁目5番33号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(7) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(6)に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに発生する。

6. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第二回甲種優先株式について株式の併合、分割または無償割当ては行わない。

当会社は、第二回甲種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

7. 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

8. 単元株式数

1,000株

9. 議決権を有しないこととしている理由

第二回甲種優先株式は適切な資本政策を実行することを目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためである。

(注) 3 第一回甲種優先株式および第二回甲種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年10月1日 ～平成24年12月31日	—	788,543	—	47,039	—	18,648

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回甲種優先株式 27,500,000 第二回甲種優先株式 23,125,000	— —	1（株式等の状況）の① （株式の総数等）の②（発行 済株式）参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,810,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 730,921,000	730,921	—
単元未満株式	普通株式 4,187,913	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	788,543,913	—	—
総株主の議決権	—	730,921	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、36,000株含まれております。

また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が36個含まれております。

2 上記の「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式494株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 関西アーバン銀行	大阪市中央区西心斎橋 1丁目2番4号	2,810,000	—	2,810,000	0.35
計	— — —	2,810,000	—	2,810,000	0.35

(注) 自己株式については、上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。

なお、当該株式は、上記①発行済株式の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

2 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)及び第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。
- 3 四半期連結財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
現金預け金	166,128	190,209
コールローン及び買入手形	722	1,349
有価証券	497,598	391,881
貸出金	※1 3,502,205	※1 3,542,312
外国為替	5,077	4,833
その他資産	52,680	55,971
有形固定資産	28,886	27,886
無形固定資産	18,705	17,675
繰延税金資産	48,170	44,586
支払承諾見返	11,509	9,960
貸倒引当金	△50,787	△51,136
資産の部合計	4,280,896	4,235,530
負債の部		
預金	3,681,438	3,780,355
譲渡性預金	264,000	91,290
コールマネー及び売渡手形	—	23
借入金	58,271	82,104
外国為替	13	5
社債	74,200	84,200
その他負債	33,906	35,940
賞与引当金	2,148	1,051
退職給付引当金	5,131	5,126
役員退職慰労引当金	452	496
睡眠預金払戻損失引当金	504	563
偶発損失引当金	1,058	1,022
再評価に係る繰延税金負債	529	508
支払承諾	11,509	9,960
負債の部合計	4,133,163	4,092,649
純資産の部		
資本金	47,039	47,039
資本剰余金	66,360	66,360
利益剰余金	7,472	11,616
自己株式	△582	△584
株主資本合計	120,289	124,433
その他有価証券評価差額金	△2,264	1,073
繰延ヘッジ損益	△122	△132
土地再評価差額金	912	875
その他の包括利益累計額合計	△1,474	1,816
新株予約権	94	87
少数株主持分	28,822	16,544
純資産の部合計	147,732	142,881
負債及び純資産の部合計	4,280,896	4,235,530

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
経常収益	80,087	78,723
資金運用収益	62,760	59,469
(うち貸出金利息)	58,144	55,231
(うち有価証券利息配当金)	2,897	2,752
役務取引等収益	10,022	10,334
その他業務収益	6,969	8,737
その他経常収益	333	181
経常費用	70,385	66,576
資金調達費用	9,655	8,943
(うち預金利息)	6,371	6,151
役務取引等費用	4,510	4,409
その他業務費用	5,397	6,015
営業経費	35,893	34,731
その他経常費用	※1 14,927	※1 12,476
経常利益	9,702	12,146
特別利益	110	116
固定資産処分益	110	110
新株予約権戻入益	—	6
特別損失	425	32
固定資産処分損	176	32
減損損失	248	0
税金等調整前四半期純利益	9,386	12,230
法人税、住民税及び事業税	203	469
法人税等調整額	2,015	2,940
法人税等合計	2,218	3,409
少数株主損益調整前四半期純利益	7,168	8,820
少数株主利益	1,035	953
四半期純利益	6,133	7,867

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	7,168	8,820
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	△1,967	3,337
繰延ヘッジ損益	△139	△10
土地再評価差額金	75	—
その他の包括利益合計	△2,031	3,327
四半期包括利益	5,136	12,148
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,108	11,194
少数株主に係る四半期包括利益	1,028	953

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
(連結の範囲の重要な変更) びわ銀総合管理株式会社及びKUBC Preferred Capital Cayman Limitedは当第3四半期連結会計期間において清算終了したため、連結の範囲から除外しております。なお、清算終了時までの損益計算書については連結しております。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当行及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
破綻先債権額	5,305百万円	5,093百万円
延滞債権額	120,095百万円	113,314百万円
3カ月以上延滞債権額	773百万円	360百万円
貸出条件緩和債権額	5,547百万円	9,283百万円
合計額	131,722百万円	128,052百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(四半期連結損益計算書関係)

※1 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
貸倒引当金繰入額	12,393百万円	貸倒引当金繰入額	9,158百万円
保証協会保証付貸出金に対する負担金	760百万円	株式等償却	1,453百万円
株式等売却損	545百万円	貸出債権売却に伴う損失	780百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
減価償却費	2,952百万円	2,570百万円
のれんの償却額	552百万円	552百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類		配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式		2,205	3.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
	種類株式	第一回甲種 優先株式	866	31.50	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
		第二回甲種 優先株式	728	31.50	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
	計		3,800				

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類		配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式		2,205	3.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
	種類株式	第一回甲種 優先株式	844	30.71	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
		第二回甲種 優先株式	710	30.71	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
	計		3,760				

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
業務粗利益 ①	57,307	1,038	2,058	60,404
経費 ②	33,056	800	889	34,746
与信関係費用 ③	13,348	8	70	13,427
セグメント利益 ①－②－③	10,902	229	1,098	12,230

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
セグメント利益	12,230
セグメント間取引消去 (△)	27
株式等損 (△) 益	△594
その他	△1,961
四半期連結損益計算書の経常利益	9,702

(注) 1 株式等損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 その他には、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんの償却額△552百万円が含まれております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
業務粗利益 ①	56,131	1,373	1,915	59,420
経費 ②	31,790	755	992	33,537
与信関係費用 ③	10,267	98	△15	10,350
セグメント利益 ①－②－③	14,073	520	937	15,532

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
セグメント利益	15,532
セグメント間取引消去 (△)	23
株式等損 (△) 益	△1,452
その他	△1,957
四半期連結損益計算書の経常利益	12,146

(注) 1 株式等損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 その他には、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんの償却額△552百万円が含まれております。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券はありません。

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	12,809	10,560	△2,249
債券	441,713	443,941	2,227
国債	356,852	358,020	1,167
地方債	5,122	5,155	32
社債	79,737	80,765	1,027
その他	42,518	40,275	△2,243
合計	497,041	494,777	△2,264

当第3四半期連結会計期間(平成24年12月31日)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	11,280	10,414	△865
債券	350,331	353,219	2,888
国債	254,189	255,856	1,667
地方債	4,809	4,838	29
社債	91,332	92,524	1,191
その他	25,788	25,469	△319
合計	387,400	389,103	1,702

(注) 売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は109百万円(株式)であります。

当第3四半期連結累計期間における減損処理額は1,435百万円(株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当第3四半期連結会計期間末(前連結会計年度末)前1カ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については当第3四半期連結会計期間末日(前連結会計年度末日)の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

(デリバティブ取引関係)

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	396,716	2,551	2,551
	金利オプション	50	—	—
	その他	—	—	—
合 計		—	2,551	2,551

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値により算定しております。

当第3四半期連結会計期間(平成24年12月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	464,057	2,971	2,971
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合 計		—	2,971	2,971

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	59,520	84	84
	為替予約	6,250	△13	△13
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合 計		—	71	71

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当第3四半期連結会計期間(平成24年12月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	61,451	85	85
	為替予約	2,193	△10	△10
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合 計		—	75	75

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	8.34	10.70
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	6,133	7,867
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	6,133	7,867
普通株式の期中平均株式数	千株	735,131	735,111
(2) 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	6.37	8.17
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	227,365	227,358
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		平成15年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 194千株	平成15年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 168千株
		平成16年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 286千株	平成16年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 262千株
		平成17年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 394千株	平成17年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 352千株
		平成18年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 162千株 普通株式 112千株	平成18年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 146千株 普通株式 88千株
		平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 174千株 普通株式 112千株	平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 174千株 普通株式 107千株
		平成20年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 289千株	平成20年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 289千株
		平成21年6月26日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 350千株	平成21年6月26日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 350千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年1月29日

株式会社関西アーバン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日根野谷 正 人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 田 大 輔 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。